

## 1 無料耐震診断の申込み・実施

昭和56年5月31日以前に着工された田辺市内の木造住宅（2階建て以下、延面積200㎡以下）が対象となります。  
申込みは田辺市役所計画課あてに提出願います。  
専門の耐震診断士が診断します。  
診断結果は2～3ヵ月後に耐震診断士が直接お伺いして、お知らせします。1.0未満と判定された場合、大地震により倒壊の危険があります。

診断は2～3時間程度かかります。



## 2 耐震改修の検討

耐震評点の結果が1.0未満の場合、改修工事をご検討下さい。  
「世帯主が60歳以上の世帯」や「障害者の方がお住まいの世帯」では、**無料**で専門アドバイザーの派遣の申込みができます。  
それ以外の世帯の方でも、田辺市役所の職員が各種ご相談に応じます。

- ・制度
- ・費用
- ・工事
- ・税金 etc



専門家が無料で相談に応じます。

## 3 耐震補強設計

**※補助金を受けるには事前の申請が必要です。**

一般補強型

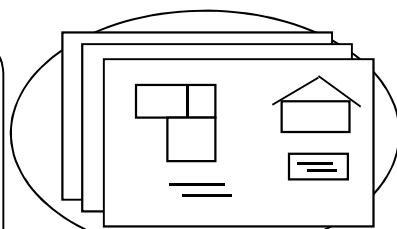
評点が1.0未満から、1.0以上（一応安全とみられる基準値）となるように改修設計を行います。

避難重視型

※昭和45年以前に着工された住宅、又は収入分位40%以下の世帯が対象

評点が0.7未満から、0.7以上となるように改修設計を行います。

設計費補助として、費用の2/3（最大13万2千円）の補助が受けられます。



設計費用の目安は、15～50万円程度です。

工事を行わなくても、設計費補助金は交付されます。

## 4 耐震改修工事

**※補助金を受けるには事前の申請が必要です。**

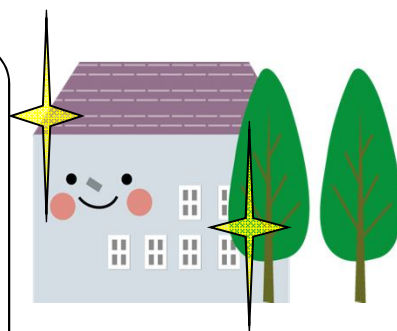
耐震改修工事にかかる費用の2/3（最大60万円）の補助金が受けられます。

さらに平成24年度までに工事を完成された場合、**耐震改修工事にかかる費用の11.5%の追加補助金**が受けられます。（最大40万円）

また一般補強型の改修工事の場合、所得税が**最大20万円控除**されます。その他、固定資産税の減額措置などの制度があります。

例) 耐震改修工事費が200万円の場合（一般補強型）  
60万円+200万円×11.5%=83万円 の補助金が受けられ、さらに所得税が最大20万円控除されます。

※床面積等により補助金額が変わる場合があります。



お気軽にお電話を！

